

宍粟市農業委員会農業委員募集要領

1 定員数

定員数 19人

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行う事が出来る者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わっていない者又はその執行を受けることがなくなっていない者

4 主な職務内容

農業委員会等に関する法律などの関連法令に規定される業務

- ・ 農地法等に基づく許認可審議（毎月1回の定例会に出席、審議案件の現地確認）
- ・ 農地利用最適化推進委員の行う現場活動（担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等）の連携活動業務など

5 身分

宍粟市の特別職の非常勤職員

6 報酬

会長	月額	43,000円
会長職務代理	月額	37,000円
委員	月額	33,000円

7 推薦・応募の手続き等

推薦申込書又は応募申込書、個人情報利用同意書に必要事項を記入し、宍粟市農業委員会事務局へ直接提出してください。なお、提出書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 添付書類

- ・集落営農組織の役員を推薦又は応募する場合は当該集落営農組織の規約を添付すること。

(2) 推薦申込書及び応募申込書の入手場所

- ・宍粟市農業委員会事務局（宍粟市役所 2 階）TEL：0790-63-3112
〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
- ・宍粟市ホームページからのダウンロード
<http://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangyo/nogyoinkai/oshirase>

8 受付期間

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに直接持参してください。

郵便、メール及び F A X による提出は受付できません。

9 提出場所

宍粟市農業委員会事務局（宍粟市役所 2 階）TEL：0790-63-3112

宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

10 選考方法

提出書類を基に選考委員会にて選考します。

※必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取を行う場合があります。

11 推薦・応募状況の公表

推薦・応募期間の中間及び期間の終了後に推薦申込書及び応募申込書に記載した内容（住所は除く）を宍粟市ホームページにて公表します。

12 その他注意事項等

- ・募集する定員数に満たない場合は推薦・公募期間を延長する場合があります。
この場合、当該募集期間終了後に宍粟市ホームページ等でお知らせします。
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両委員に推薦及び応募することは出来ますが、兼務はできません。
- ・推薦申込書及び応募申込書の提出は、農業委員の候補者となるためのもので、委員になることが決定されたものではありません。

13 問い合わせ

宍粟市農業委員会事務局 TEL：0790-63-3112 FAX：0790-63-1282

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6